

中核機関の活動状況について

機能	業務	機能の詳細	5年度実績	課題	6年度目標
定例打ち合わせ(月1回)					
広報機能	市民・行政機関・関係機関に対して対象に応じた内容による啓発を行う	①パンフレット等による制度や相談窓口の周知 ②地域住民向け説明会等の開催 ③包括Cや施設職員等への説明会等の開催	・制度や相談窓口の周知（紙面・ホームページ掲載） ・相談時の制度周知 ・講師派遣 ・金融機関向けアンケートの内容検討	既存の取り組みをもって中核機関を設置としたため、職員も他業務を兼務しており十分に対応できていない。	・制度や相談窓口の周知（紙面・ホームページ掲載） ・相談時の制度周知 ・講師派遣 ・金融機関向けアンケート実施 ●パンフレットの作成 ●出前講座の内容検討
相談機能	①電話及び窓口における制度利用等の相談に対してアセスメントを行い必要に応じて専門職の協力を得る。またケース会議を開催し制度利用の必要及び緊急性の判断を行う。相談者の状況により類型の判断を行い申立て支援や専門機関での支援に適切につなぐこと。 ②アウトリーチの実施。訪問対応や会議等に参加し協力や助言を行う。	④窓口での各種相談や申立手続き支援（専門職の紹介等） ⑤施設への出張相談の実施 ⑥専門職による相談会の開催	・弁護士相談の活用 ・随時相談実施	・既存の取り組みをもって中核機関を設置としたため、職員も他業務を兼務しており十分に対応できていない。	・弁護士相談の活用 ・随時相談実施 ●中核機関内勉強会（定例打合せ） ●成年後見制度勉強会（市・社協）
利用促進機能	①申立て支援業務 1 親族申立ての支援※専門職代行とならないよう注意 2 市長申立てに係る支援 3 受理面接の同行・調査官調査の立ち合い ②受任者調整業務 ③市民後見人育成業務 ④関係機関等連携調整業務（日自・関係課） ⑤関係機関等の意見交換会等の実施（課題の把握に努める）	⑦申立前に適切な後見人候補者を家裁に推薦する会議の開催 ⑧市民後見人の養成	・申立て支援の実施（本人・親族・市長） ・市長申立て要否検討会の開催 ・受任調整会議の開催 ・市民後見人養成、育成	・既存の取り組みをもって中核機関を設置としたため、職員も他業務を兼務しており十分に対応できていない。 ・市民後見人を養成しているが、後見人誕生までに至っていない。（市民後見人活動の際のバックアップ体制が整備できていない）	・申立て支援の実施（本人・親族・本人） ・市長申立て要否検討会の開催 ・受任調整会議の開催 ・市民後見人育成 ●バックアップ体制の検討 ●関係機関等連携調整業務、関係機関等の意見交換会等の検討（※）
後見人支援機能	①ケース会議の実施 ②成年後見人等に対する総合相談	⑨後見人等からの各種相談に対応 ⑩後見人の定期報告の手続き支援を実施 ⑪専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援 ⑫後見人連絡会を開催 ⑬本人の状態やチーム支援等についての見守り ⑭本人の状況変化等に応じた家裁との連絡調整	・市長申立て案件については後見人等へ状況確認（不定期） ・家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加依頼 ・後見人等からの相談があれば随時対応	・既存の取り組みをもって中核機関を設置としたため、職員も他業務を兼務しており十分に対応できていない。 ・中核機関を設置したことを後見人（専門職・親族）に周知できてない。 ・新規ケースの対応は難しく、日自or法人後見の延長での支援しかできない	・市長申立てケースから先に進捗状況の確認（定期） ・福祉相談事業の活用と周知（後見人等） ・家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加依頼・後見人等からの相談相談 ●市民後見人のバックアップ体制の検討 ●中核機関内勉強会（定例打合せ） ●中核機関について後見人へ周知